

【短答発表後】予備試験スタンダード論文答練【夏期】ガイダンス

合格者は必ず書く！ 答案に必要な事項

ガイダンスレジュメ

辰巳専任講師・弁護士
村上 貴洋 先生

辰巳法律研究所

合格者は必ず書く！答案に必要な事項

【MEMO】

予備試験スタンダード論文答練【夏期】ガイダンス

[平成28年予備試験憲法]

1

2 次の文章を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

3

4 A市は、10年前に、少子化による人口減少に歯止めをかけるためA市少子化対策条例（以下
5 「本件条例」という。）を制定し、それ以降、様々な施策を講じてきた。その一つに、結婚を希望
6 する独身男女に出会いの場を提供したり、結婚相談に応じたりする事業（以下これらを「結婚支援
7 事業」という。）を行うNPO法人等に対する助成があった。しかし、A市では、近年、他市町村
8 に比べ少子化が急速に進行したため、本件条例の在り方が見直されることになった。その結果、本
9 件条例は、未婚化・晩婚化の克服と、安心して家庭や子どもを持つことができる社会の実現を目指
10 す内容に改正され、結婚支援事業を行うNPO法人等に対する助成についても、これまで十分な効
11 果を上げてこなかったことを踏まえ、成婚数を上げることを重視する方向で改められた。これに伴
12 い、助成の実施について定めるA市結婚支援事業推進補助金交付要綱も改正され、助成に際し、
13 「申請者は、法律婚が、経済的安定をもたらし、子どもを生みやすく、育てやすい環境の形成に資
14 することに鑑み、自らの活動を通じ、法律婚を積極的に推進し、成婚数を上げるよう力を尽くしま
15 す。」という書面（以下「本件誓約書」という。）を提出することが新たに義務付けられた。

16 結婚支援事業を行っているNPO法人Xは、本件条例の制定当初から助成を受けており、助成は
17 活動資金の大部分を占めていた。しかし、Xは、結婚に関する価値観は個人の自由な選択に委ねる
18 べきであるから、結婚の形にはこだわらない活動方針を採用しており、法律婚だけでなく、事実婚
19 を望む者に対しても、広く男女の出会いの場を提供し、相談に応じる事業を行っていた。このため、
20 Xは、改正後の本件条例に基づく助成の申請に際し、本件誓約書を提出できず、申請を断念したの
21 で、A市からの助成は受けられなくなった。

22 そこで、Xは、A市が助成の要件として本件誓約書を提出させることは、自らの方針に沿わない
23 見解を表明させるものであり、また、助成が受けられなくなる結果を招き、Xの活動を著しく困難
24 にさせるため、いずれも憲法上問題があるとして、訴訟を提起しようとしている。

25

【設問】

26 Xの立場からの憲法上の主張とこれに対して想定される反論との対立点を明確にしつつ、あなた自身の見解を述べなさい。なお、条例と要綱の関係及び訴訟形態の問題については論じなくてよい。

【法務省発表の出題趣旨】

1 本問は、消極的表現の自由（憲法第21条第1項）及び結社の活動の自由（同）に対する制約の
2 合憲性に関する出題である。ただし、ここでは、私的団体の活動に対する政府による助成の条件付
3 けが論点となっており、これを踏まえた検討が求められる。現代国家において、国や地方自治体は
4 様々な給付活動を行うが、その際、一定の条件を付すことがあり、その条件付けが、私人の憲法上
5 の権利への制約となる場合があることに注意する必要がある。

6 Xとしては、まず、①結婚に関する価値観は個人の自由な選択に委ねるべきであるとして、結婚
7 という形にはこだわらない活動方針を採用しているところ、本件誓約書により法律婚の推進を積極
8 的に支持するよう求められることについては、その法人・団体の基本方針に沿わない見解を表明さ
9 せるものであって、Xの消極的表現の自由を侵害する、との意見主張が考えられる。他の議論も考
10 えられないではないが、こうした主張が最も直截であり、的を得たものとなろう。次に、②本件誓
11 約書を提出することができず、その結果助成が受けられなかつたことについては、Xの活動の自由
12 を著しく困難にさせ、結社としての活動の自由を侵害する、との違憲主張が考えられる。

13 これに対し、解答者としては、A市の側から想定される反論を、助成の性質を踏まえつつ明確に
14 した上で、基本的な判例・学説の知識を前提にしながら、説得力のある形で自身の見解を述べるこ
15 とが求められる。

平成28年論文式試験・憲法 [合格者再現答案①]

憲法・評価A (1位~300位／受験者2312人)

Memo

P.1 第1 Xの立場からの主張

本件条例におけるA市結婚支援事業推進補助金交付要綱（以下本件要綱）で本件誓約書の提出を義務付けた部分はXの表現の自由（憲法[以下省略]21条1項）および結社の自由（21条1項）を侵害し違憲である。

1(1) まず、表現の自由につき検討する。21条1項は消極的表現の自由を「表現の自由」（21条1項）として保障しており、これは表現を自己の見解として外部に表出されない権利である。そして、本件誓約書の提出の義務付けはXの消極的表現の自由を制約している。

本件誓約書は法律婚の積極的な推進をすることを表明させるものである。これによりXは事実婚をも推進する意図を持っていましたにもかかわらず、法律婚のみを推進する見解を外部に表出させられており消極的表現の自由が制約されている。これは、法律婚の推進という特定の見解を表出させるものであって、法律婚についてという主題だけではなくその推進という見解である。そうすると、思想の自由市場にかかる特定の見解が表出させられ、思想の自由市場を強く歪められてしまう。加えて、特定の見解のみを優遇するものであるから、Xの見解と異なり、人格の等価性を著しく害するものである。Xの見解は、事実婚をも推進するものであって、結婚制度という世論において論争がある事柄に対する賛否であるから、国政における価値、つまり民主政の過程に資するものである。また、Xの見解は事実婚をも推進するライフスタイルにかかわる言論であり、個人の人格的価値も有する。

(2) 以上のことから本件の判断枠組みを考えると、特定の見解に対する規制であって、政治的人格的価値を有する権利であるから、目的が必要不可欠で手段が必要最小限度でなければならない。

本件において、本件誓約書の提出の義務付けの目的は、法律婚の推進を促し成婚数を増加させ未婚化・晩婚化の克服と、安心して家庭や子供を持つことができる社会を実現する点にある。かかる目的は、少子高齢化が社会問題となっている日本において緊急に解決しなければならない課題であり、そのためには、未婚化・晩婚化の克服と、安心して家庭や子供を持つ社会を実現する必要があるといえ、必要不可欠な目的と言える。

手段について、確かに、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供し結婚相談に応じたりする事業を行うNPO法人に法律婚を推進する本件誓約書の提出を義務付けることで、法律婚を推進する事業を行うことを期待できる。そのため、目的達成に資するとも思える。しかし、本件誓約書を提出させたところで実際に法律婚を推進することは必ずしも考え難く目的達成に資するとはいい難い。また、未婚化等を克服し安心して家庭や子供を持つには、事実婚でも法律婚と同様の夫婦関係や子の養育を期待できるのだから法律婚のみを推進する必要性もない。そうすると、誓約書の提出を義務付けるにしても事実婚をも含めた婚姻関係を推進するという内容で足りり、他に選びうる手段が存在する。にもかかわらず法律婚のみを推進する内容にすることはXの消極的表現の自由に対する過剰な制限であって、必要最小限の手段とは言えない。よって、違憲である。

2(1) 次に、結社の自由につき検討する。本件誓約書を提出しなければXは本件条例に基づいて助成を受けることができなくなってしまっており、助成がなければ法人の存続は困難になるのであるから、「結社…の自由」（21条1項）が制約されている。

本件助成を受けられないNPO法人は事実婚をも推進することを目的としており、先述の通り結婚制度が世論において論争の的になっていることから、事実婚をも推進するという言論は政治的価値を有し、民主政の過程に資する。事実婚が人のライフスタイルにかかわるものであることからすると人格的価値をも有する。他方、本件誓約書提出の義務付けは先述の通り、法律婚の推進という特定の見解を持つ団体のみを優遇し、思想の自由市場を強く歪め、人格の等価性を著しく害する。また、対象となっているNPO

3 法人の事業は公共性を帯び、助成がなければ存続することが困難になってしまう。そのため、結社の自由に対する強度な制約である。

4 (2) 以上から本件の判断枠組みは、政治的人格的価値の言論を有する団体に見解に基づく規制かつ結社の自由への強度な制約であるから、目的が必要不可欠であり、手段は必要最小限でなければならない。

5 本件において、目的は、先述の通り必要不可欠な目的である。手段についても先述の
6 通り、事実婚をも含めて推進したとしても本件条例の目的は達成することが可能であり、
7 それにもかかわらず助成をせずN P O法人の存続を危うくすることは結社の自由を過剰
8 に制約する。そのため、必要最小限といえず違憲である。

9 第2、想定される反論と私見

10 1、想定される反論

11 (1) 本件誓約書の提出を義務付けることは一般人からみてA市の方針を表出させるものであって、消極的表現の自由に対する制約はないという反論が考えられる。

12 (2) 本件誓約書の提出の拒否により助成が受けられないことでN P O法人の存続が危うくなることは結社の自由に対する事実上の制約にすぎず、憲法適合性は緩やかに判断すべきという反論が考えられる。

13 (3) 従前の条例による助成では十分な成果を上げられていなかったのだから、成婚数を重視して法律婚の推進をすることが手段として必要である。

14 2、私見

15 (1) そもそも、表現の自由における「表現」とは自己の思想の外部への発現行為である。

P.4 そうだとすれば、消極的表現の自由とは一般人からみて自己の表現だとみられる表現を表出させられない自由をいう。

3 本件において、確かに、本件誓約書の内容が法律婚を積極的に推進するというものである以上、それを提出すればN P O団体は政府とは異なるのであるから、法律婚の推進を図る団体だと一般人から認識されうる。しかし、N P O法人は一定程度公的な団体であり、かかる法人はA市から助成を受けることになるのであるから、これは一般人からみてA市に賛同しその一部として業務を行っているといえる。そのため、本件誓約書の提出もA市に賛同しその一部と一般人からみられるのであるから、本件誓約書はA市による表現だと一般人から認識される。従って、消極的表現の自由に対する制約は認められない。

11 (2) 確かに、助成を受けられなければN P O法人の存続は困難となりうる。しかし、それは本件誓約書の提出の義務付けしたことによる事実上の制約に過ぎない。

12 従って、判断枠組みは目的が正当で手段が目的達成に必要かつ合理的であれば足りる。

13 (3) 本件の目的は原告の主張通り必要不可欠であるため、当然に正当である。手段について、確かに、事実婚によっても目的達成できるように思える。しかし、従前の条例による助成では十分な成果を上げられていなかったのだから、実際に数を集計できる成婚数を重視して法律婚の推進をすることも合理的である。そのため、本件誓約書の提出を義務付けることも法律婚の推進に資するものであるから必要かつ合理的と言える。

14 よって、本件誓約書の提出の義務付けは合憲である。

15 20 以上

平成28年論文式試験・憲法〔合格者再現答案②〕**憲法・評価A** (1位～300位／受験者2312人)**Memo****P.1 第一 原告**

1 本件誓約書の提出を義務付けること（以下「本件義務」という。）は、NPO法人の結婚に対する価値観を表現しない自由を侵害し違憲である。

2 (1) 表現の自由（21条）は精神活動を他者に伝達する行為であるが、その反面として表現しない自由も同条によって認められる。本件義務はかかる自由を制約している。

3 (2) NPO法人は自らの価値観に基づく結婚支援事業により少子化に歯止めをかけようとするので、結婚に対する価値観は自己実現の価値を有する。一方、資金が与えられないと活動は著しく困難になるのであるから制約は強度である。

4 そこで、目的が必要不可欠で手段が必要最小限度の時のみ制約は許されると解する。

5 (3) 目的は法律婚を増やすことであるが、それにより少子化が解消されることは限らず必要不可欠とは言えない。

6 また、保育園の増設や女性の労働環境の改善など他の手段によつても法律婚を増やし少子化を解決しうるので手段は必要不可欠とは言えない。

7 したがつて違憲である。

8 2 本件義務はNPO法人の活動の自由を侵害し違憲である。

9 (1) 結社しても活動できなければ意味がないので、結社の活動の自由も結社の自由の一態様として21条により保障される。結婚支援事業を行うNPO法人は資金援助を受けるのが原則状態であるから、原則状態を否定している点で自由権に対する成約は認められる。

10 (2) NPO法人は活動を通じて少子化に歯止めをかけようとするのであるから、NPO法人の結婚支援事業には自己実現の価値がある。一方、活動には資金が不可欠なので制約態様は強い。

11 そこで、目的が必要不可欠で手段が必要最小限度の時のみ制約は許されると解する。

12 (3) 1 同様に違憲である。

P.2 第二 被告

1 本件誓約書は形式的なものであるし、少子化に対応するにあたって税金をいかに配分するかは市の広い裁量にゆだねられているから合理的な制約は許される。そして、法律婚が経済的安定をもたらし、子供を産みやすくなるという考えには合理性がある。

2 税金の使い道は市の裁量にゆだねられており、NPO法人への資金援助は原則状態とは言えないため自由権たる結社の活動の自由への制約はない。

P.3 第三 私見

1 (1) NPO法人は自らの価値観に基づく結婚支援事業により少子化に歯止めをかけようとするので、結婚に対する価値観は自己実現の価値を有する。もっとも限られた税金を使っていかなる対策を講じるかについては専門技術的な判断が必要で市の裁量によるところが大きい。また、本件誓約書は本心とは関係がない形式的なものにすぎず制約強度が強いともいえない。

3 そこで、目的が重要で目的と手段の間に合理的関連性があれば
4 制約は許されると解する。

5 (2) 少子化対策という目的は重要である。

6 確かに、人口減少に歯止めをかけるために様々な施策を行つ
7 てきたにもかかわらず少子化が急速に進行している以上は、今
8 まで以上の政策が求められる。しかし、法律婚が経済的安定を
9 もたらし少子化に歯止めをかけるということについては合理的
10 根拠に乏しい。そもそも、法律婚であれ事実婚であれ、保育園
11 が充実し、労働環境が改善されることで育児を行いやすい環境
12 が整えられれば少子化は食い止められるはずでありかかる政策
13 をとれば十分である。したがって目的と手段の間に実質的関連
14 性はない。

15 したがって違憲である。

16 2 確かにN P O 法人の活動の自由は2 1 条により保障される。し
17 かし、2 1 条は自由権であるが、1 0 年前から始まったに過ぎな
18 い資金援助を原則状態ということはできない。したがって活動の
19 自由に対する制約はない。

20 以 上

平成28年論文式試験・憲法【合格者再現答案③】**憲法・評価A** (1位~300位／受験者2312人)**Memo****P.1 第一 原告としての主張**

1 A市の本件誓約書の義務付けは、Xの、自らの見解とは異なる意見の表明を強制させられない自由を侵害し、21条1項に反し違憲である。

2(1)かかる自由は、消極的表現の自由として同項により保障される。なぜなら、自らの見解とは異なる意見の表明は、まさに人格の毀損につながるからである。なお、法人も、性質上可能な限り人権を認めるべきであるところ、かかる自由を保障される。

2(2)助成を受けなければ活動ができず、条例上も事実上も、法律婚を推奨する旨の本件誓約書の表明が強制されており、結婚を個人の価値観に委ねようとするXの理念に反するから、上記自由の制約がある。

3上記権利は重要であり、制約態様は強いので、最小限度の制約のみ正当化される。本件で、誓約書の目的は、A市の少子化を食い止める点にある。手段は、NPOに、成婚数を上げることを誓約させるものであるが成婚数は、子供の産まれる数に関係ない。むしろ結婚に対する価値観は個人により異なるから、Xが法律婚にこだわれば、Xを利用する者が減り、出会いが少なくなるて、目的を阻害する。また、成婚数を上げるとのガイドラインなどでも目的を達成でき、誓約書という強い意見表明をさせるのは、過度な手段である。よって最小限度の制約といえず正当化されない。

第二 被告の反論と私見**P.2 1 被告の反論**

2 制約について、誓約書は、限られた範囲でしか公開されない以上、意見表明を強制するものではないといえ、制約はない。また、たとえ制約があるとしても、正当化の判断に当たって、市が助成金を交付する場面である以上、どのような団体に助成を与えるかの社会経済的判断が必要であるため、A市に裁量が認められる。よって相当程度の制約が許される。

3 本件で、法律婚は、夫に扶養義務が課され、夫婦の経済的安定をもたらし、子供を産みやすくなる。よって目的達成に資するため、制約は合理的なものとして正当化される。

2 私見

4 原告の主張通り、上記自由は保障され、制約がある。被告主張通り、裁量が認められるから、目的と手段に実質的関連性があることが必要である。

5 たしかに、法律婚により扶助義務が課され、互いの収入を子育てにあてることができるから、子供を産みやすくなり、目的達成に資するとも思える。しかし、そもそも、子供は、相性の合うパートナーを探し出して初めて、安心して産むことができる。そうすると、かかる出会いの場を増やすことこそが目的達成に資する。しかるに、法律婚に伴う改姓に抵抗があり、Xの提供する出会いの場を使うことを躊躇してしまう男女が増える。これでは、むしろ目的達成を阻害するため、適合性がない。また、成婚数を上げるとのガイドラインなどでも目的を達成でき、誓約書という強い意見表明をさせるのは、過度な手段である。よって最小限度

3 の制約といえず正当化されない。

4 よって、制約は正当化されず、A市の本件誓約書の義務付けは、
5 21条1項に反し違憲である。

6 以 上

平成28年論文式試験・憲法〔不合格者再現答案①〕

憲法・評価C (601位～900位／受験者2312人)

Memo

P.1 第一 Xの立場からの憲法上の主張

- 一 本件誓約書の提出が自らの方針に沿わない見解を表明させる点について
1 Xとしては、A市が助成の要件として本件誓約書を提出させることは、Xの有する内心の自由(19条)を侵害するものであって違憲である旨主張することが考えられる。
2 (1) 19条は内心の告白を強制させられない自由を保障している。そして、19条は20条、21条、23条に対する一般規定であるから、これらの人格形成に資する信仰・学問に準ずる世界観・人生観をその内容として保障するものと解される。
2 (2) 本件で、Xは結婚に関する価値観は個人の自由な選択に委ねるべきであって形式にこだわるべきではないという信条を有する。この価値観は人のライフスタイルのあり方について深く関わるものであって、人格形成に資するものであるから19条が保護の対象とする内心であると言える。
2 (3) なお、Xは法人であるものの、法人もその信念・方針に従って行動する社会的実在であるから告白強制からの自由が19条により保障される。
3 (1) 本件では助成の要件として、本件誓約書の提出が義務づけられている。
3 (2) 誓約書の内容として、「法律婚」というキーワードが強調されていることに鑑みれば、誓約書の提出を義務づけることは法律婚推進に対する賛同の意思表示を強制するものといえる。
3 (3) 故に、本件誓約書の提出を助成の要件として義務づけることは告白の強制に当たり、Xが有する内心の自由を侵害するものである。
- 4 内心の自由を侵害することは絶対的に認められないから、A市が本件誓約書の提出を義務づけることは違憲である。

二 本件誓約書の提出を義務づけることがXの活動を著しく困難にすること

- 1 Xとしては、本件誓約書の提出が義務づけられることにより助成が受けられなくなる結果を招くことが19条により保障される、内心に基づいた不利益取り扱いをされない自由を侵害するものとして違憲である旨主張することが考えられる。
2 (1) 19条は内心の自由を保障するものであるところ、各人の内心を理由に不利益取り扱いをすると認められると、結果的に内心の自由の保障が十全足り得ない。
2 (2) そのため、同条は内心に基づいた不利益取り扱いをされない自由をも保障しているものと解するのが妥当である。
2 (3) 本件において、A市は本件誓約書の提出がないことを理由にXに対する助成を打ち切っている。本件誓約書が上述の通り、法律婚推進に対する賛同の意思表示を強制させるものである点に鑑みると、Xが結婚に関する価値観は個人の自由な選択に委ねるべきであって形式にこだわるべきではないという信条を有する結果、助成を受けられなくなっているものと評価できる。
2 (4) すなわち、A市はXの有する内心を理由に不利益に取り扱ったものということができる。
- 3 よってA市が本件誓約書の提出がないことを理由にXに対する助成を打ち切ったことは、Xが19条に基づいて有する自由を侵害するものであって同様に違憲である。

P.2 第二 A市より想定される反論

- 一 本件誓約書の提出が自らの方針に沿わない見解を表明させる点について
1 Xは法人であってその性質上19条の人権享有主体性を有しない。
2 (1) また、本件誓約書の提出を義務づけることによっては19条の自由に対する侵害は生じない。
2 (2) すなわち、告白強制といえるには本件誓約書の提出によりXが有する内心に反する告白をさせられたということが、一般人の視点から外形的客観的に明らかに必要があるはずである。
2 (3) しかし、本件誓約書は、A市が社会情勢の変化に基づいて成婚数増加のための方針転換

3 を余儀なくされたことを理由に、あくまで方針に従うことができるかどうかを確認するも
4 のでしかない。また、「法律婚」であることが強調されていると言うが、その点についても
5 上記のような目的を達成するためにもうけられたものでしかないから、Xの活動を制限す
6 る等の不当目的も存在しない。

7 3 以上のことによれば19条に対する侵害がそもそも存在しないと考えるべきである。

8 二 本件誓約書の提出を義務づけることがXの活動を著しく困難にすること

9 1 19条が内心に基づく不利益取り扱いをされない自由を保障している点については認める。
10 2 しかし、本件ではあくまで成婚数増加の目的の下で、助成の客観的要件として本件誓約書
11 の提出を課したものである。すなわち、内心の如何を理由に不利益な取り扱いを行うもので
12 はない。

13 3 また、そもそも19条は自由権規定であって請求の根拠となるものではないから、Xが同
14 条に基づいて助成を要求することができるわけではないと考えるべきである。

15 第三 私見

16 一 一について

17 1 19条の自由については、法人もその信条方針に従って活動する社会的存在として観念で
18 きる以上、法人にも認められると解すべきである。

19 2(1) 確かにA市のいう通り、本件誓約書の提出が内心に反する見解を表明させるものとして、
20 告白の強制に当たることはできない。A市主張の通り、告白強制といえるには本件
21 誓約書の提出によりXが有する内心に反する告白をさせられたということが、一般人の視
22 点から外形的客観的に明らかな必要がある。

23 (2) 本件誓約書においては確かに「法律婚」であることが強調されているものの、この点の
24 みをもって法律婚推進に対する賛同の意思表示をさせるものであることが一般人の視点か
25 ら外形的客観的に明らかであるとはいえない。

26 (3) よって告白を強制させるものではない。

27 3(1) しかし、このような義務を課すことによってXの有する内心の自由に対する間接的な制
28 約となり得る。本件でも、Xが信条の核心に反する行動をさせられている点については、
29 内心の自由に対する間接的な制約があると言える。

30 (2) ただ、間接的制約については常に許されないと言うべきものでなく、その必要性・合理
31 性が是認される場合には認められるものと考える。

32 (3) 本件誓約書の提出を助成の要件とすることは、A市が新たにもうけた目標を達成する上
33 において一応の必要性を有するものであって、かつ意思を表明させるという制約として軽
34 微なものであるから合理性も認められる。

35 4 故にA市が助成の要件として本件誓約書を提出させることは合憲である。

36 二 二について

37 1 本件誓約書の提出はあくまで助成のための客観的要件とされているのみであって、またそ
38 のことに何ら内心の侵害をする等の不当目的はみとめられない。

39 2 故に内心に基づく不利益取り扱いがあったとはいはず、19条の自由に対する侵害自体認
40 められない。

41 以 上

平成28年論文式試験・憲法〔不合格者再現答案②〕**憲法・評価E** (1201位～1500位／受験者2312人)**Memo****P.1 第1 Xの主張**

2 Xは、本件条例が憲法19条に反し違憲であると主張する。
 3 「思想、良心」とは広く世界観や主義主張を持つことをいう。X
 4 が、結婚に関する価値観は個人の自由な選択に委ねるべきであるか
 5 ら、法律婚・事実婚など結婚の形にはこだわらないという主義主張
 6 を持つこともこれに含まれる。

7 本件条例は、結婚支援活動を行うNPO法人等が助成を受けるた
 8 めに申請を行う際に「法律婚を積極的に推進し、成婚数を上げるよ
 9 う力を尽くします。」といった内容の誓約書の提出を義務付けてい
 10 る。そうすると、Xのように「法律婚・事実婚など結婚の形にはこ
 11 だわらない」という主義主張を持つ者はこの誓約書を提出すること
 12 ができず、助成を受けられることになる。これは、内心によって
 13 不利益な措置を講じているということになる。つまり、A市はXの
 14 ような「法律婚・事実婚など結婚の形にはこだわらない」という主
 15 義主張を持つ者には助成を行わないという措置を講じているといえ
 16 る。このような、内心に基づく不利益な措置は正当化されることは
 17 ない。

18 よって、本件条例は憲法19条に反し、違憲である。

P.2 第2 A市の反論

20 A市は反論として、まず、本件条例は「未婚化・晩婚化の克服と、
 21 安心して家庭や子供を持つことができる社会の実現」という目的の
 22 下、A市の結婚支援活動を行うNPO法人等すべてに適用されるため、
P.2 Xのような主義主張を持つ者に対し不利益な措置を講ずるもの
 2 ではなく、間接的な制約であると主張する。

3 また、本件条例は助成という給付行政について定めたものであり、
 4 A市の側に誰に給付するかの裁量が広く認められることから、上記
 5 のような目的達成のため、本件誓約書を提出させることを義務付け
 6 たとしても、それが著しく不合理なものでない限り、違憲とはなら
 7 ないと主張する。

P.3 第3 私見

9 まず、本件条例は「未婚化・晩婚化の克服と、安心して家庭や子
 10 供を持つことができる社会の実現」という目的の下、A市の結婚支
 11 援活動を行うNPO法人等すべてに適用されるため、Xのような主
 12 義主張を持つ者に対し不利益な措置を講ずるものではなく、間接的
 13 な制約である。また、本件条例は助成という給付行政について定め
 14 たものであり、A市の側に誰に給付するかの裁量が広く認められる。
 15 これらのA市の反論は妥当なものであるといえる。

16 もっとも、NPO法人であるXは助成がなければ活動が著しく困
 17 難になるため、助成を受けないことによる不利益の程度が大きい。
 18 また、「法律婚を積極的に推進し、成婚数を上げるよう力を尽くし
 19 ます。」といった内容の誓約書を提出させることは、未婚化・晩婚
 20 化の克服等の目的のためとはいえ、Xの主義主張に反する要素を含
 21 む行為の強制であるといえる。

22 これらの点からすると、本件条例が憲法19条に反しないとする
P.3 には、条例に必要性、合理性がなければならない。

2 本件条例は「未婚化・晩婚化の克服と、安心して家庭や子供を持

3 つことができる社会の実現」という目的で作られているが、少子化
4 対策等もこれに含まれるとすると、目的に必要性・合理性はある。
5 また、このような目的を達成するために、本件誓約書を提出させて
6 法律婚を積極的に推進する団体にのみ給付を与えることについても
7 必要性・合理性に欠けるところはない。
8 よって、本件条例は憲法19条に反せず、合憲である。
9

以 上

平成28年論文式試験・憲法〔不合格者再現答案③〕

憲法・評価 F (1501位～1800位／受験者2312人)

Memo**P.1 第1 Xの主張**

1 本件条例・要綱は、Xが、方針に沿わない見解を表明させられない自由（以下「本件自由①」と称す。）を侵害し、違憲である。

2 (1) 本件自由①は、Xの、結婚に関する価値観は個人の自由な選択にゆだねるべきであるとの世界観・人生観に反する見解の表明を強制させられない自由である。

3 したがって、思想・良心の自由（憲法19条）として保障され、そして法人の社会的実体としての重要性にかんがみ、性質上可能な限りにおいて法人にも思想・良心の自由を観念できるから、性質上Xに本件自由①が保障される。

4 (2) そして、本件条例・要綱によって、見解に反する本件誓約書の提出をしなければ助成金を受けられないことから、本件自由①への制約がある。

5 (3) そこで、制約が正当化されるかについて検討する。本件自由①は、人格的価値を有する重要な人権である。また、思想・良心に反する誓約書を求める点で、規制態様も強い。そこで、目的が必要不可欠で手段が必要最小限度の場合に限り正当化される。本件条例・要綱の目的は、法律婚の推進による少子化の解消にある。現代では婚姻形態に対する価値観が多様化しているといえ、法律婚に限り推進する目的は必要不可欠ではない。手段についても推進すれば少子化を解消できる科学的根拠はないしテレビ等の他のより緩やかな手段があるから、相当な手段とえない。したがって、必要最小限の制約ともいえない。

6 (4) 以上より、本件条例・要綱はXの本件自由①を侵害し、違憲である。

7 また、本件条例・要綱は、Xの結婚支援事業（以下「本件自由②」と称す。）を侵害し違憲である。

8 (1) 本件自由②は、Xの結婚支援事業を遂行する自由としての性質を有するから、営業の自由に含まれる。営業の自由は職業選択の自由と不可分の関係にあることから、憲法22条1項により保障される。そして、法人であっても営業の自由を性質上観念できるから、Xに本件自由②が保障される（22条1項）。

9 (2) そして、本件条例・要綱により本件誓約書に従わなければ助成金を受けられないという制約がある。

10 (3) そこで、正当化についてみると、本件自由②は、人格的価値を有する重要な人権であるし、助成金としての資金がいまなお活動資金の大部分を占めるのだから、規制態様は強い。そこで、本件自由①と同様の基準により判断すべきであるところ、前述のように、目的が必要不可欠ともいえないし、手段が有効かつ相当なものでもないから必要最小限度の手段ともいえない。

11 (4) 以上より、本件条例・要綱はXの本件自由②を侵害し、違憲である。

第2 反論**P.3 1 本件自由①について**

(1) Xは、本件誓約書に従うか従わないかの選択の余地があるのだから、本件自由①に対する制約がない。

(2) 仮に制約があるとしても、その制約の程度は、前述のとおり間接的なものにとどまる。そこで、緩やかに審査すべきであるところ、少子化問題は現代では重要課題だから目的は重要であるし、手段も不合理であるとはいえない。

2 本件自由②について

(1) Xは、本件誓約書に従わなくとも結婚支援事業を継続できるとも考えられるから、本件自由②に対する制約がない。

(2) 仮に制約があるとしても、間接的なものにとどまる。また、本件自由②は経済的自由権だから、民主政の過程で救済が可能で緩やかに審査すべきであるところ目的、手段が不合理であるとまではいえない。

第3 私見

1 本件自由①、本件自由②がXに保障されることは、Xの主張のとおりである。

2 では、本件自由①、本件自由②に対する制約があるか。

(1) 本件自由①についてみると、確かに、Xは、本件誓約書を提出しないことも可能である。しかし、重要な活動資金を得る必要があり、活動が困難となることから、事実上本件誓約書の提出は義務化ないし注視されるといえる。したがって、本件自由①に対する制約があり、反論は認められない。

(2) 次に本件自由②についてみると、確かに、Xは本件誓約書を提出しなくても結婚支援事業を継続できるように思える。そこで、助成金が資金であることに照らせば、本件誓約書の提出が義務にちかい存在となっているといえる。したがって、本件自由②に対する制約あり、反論は認められない。

3 そこで、制約の正当化について検討する。

本件自由①は、個人の世界観・人生観という人格的価値に直結する重要な人権である。そして反論とおり、間接的制約とも思える。しかし、前述したとおり、助成金が重要な活動資金であることに照らせば、直接的制約と同視ないし同等たり得るといえる。そこで、厳格に、①目的が必要不可欠で、手段が必要最小限度といえる場合に限り制約が正当化されると解する。本件条例・要綱の目的は、法律婚を尊重・推進し、少子化を解消するという点にある。しかし、婚姻についての個人の価値観などが多様化ないし他律しており、法律婚を推進することが①必要不可欠とまではいえない。また、手段についてみると、それ以外の方法により少子化を解消できる。

したがって、違憲である。

以上